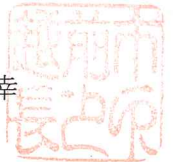


越前市告示第163号

農林業集落排水施設維持管理業務包括委託について、制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

令和3年10月29日

越前市長 奈良 俊幸



1 入札に付する業務

(1) 業務名 農林業集落排水施設維持管理業務包括委託

(2) 業務場所 越前市内の各農林業集落排水施設

塚地区農業集落排水施設（塚町地係）

北地区農業集落排水施設（北町地係）

平吹地区農業集落排水施設（下平吹町地係）

白崎地区農業集落排水施設（合併浄化槽1基含む）（白崎町地係）

安養寺地区農業集落排水施設（安養寺町地係）

大塩・国兼地区農業集落排水施設（国兼町地係）

中山地区林業集落排水施設（中山町地係）

(3) 業務内容 農林業集落排水施設維持管理業務包括委託 一式

対象施設概要

処理区名	施設概要	
	現有施設(能力)	処理方式
塚地区	・ 計画人数 610人	JARUS Ⅲ型
北地区	・ 計画人数 1,550人 ・ マンホールポンプ場 1箇所	JARUS Ⅲ型
平吹地区	・ 計画人数 630人 ・ マンホールポンプ場 1箇所	JARUS Ⅲ型
白崎地区	・ 計画人数 2,480人 ・ マンホールポンプ場 4箇所 ・ 合併浄化槽 1基	JARUS OD型
安養寺地区	・ 計画人数 680人 ・ マンホールポンプ場 6箇所	JARUS XIV型
大塩・国兼地区	・ 計画人数 720人 ・ マンホールポンプ場 9箇所	JARUS XIV型
中山地区	・ 計画人数 100人 ・ マンホールポンプ場 1箇所	JARUS S型

(4) 業務期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

（5）委託料の契約上の上限額等（消費税および地方消費税相当額を含む。）

金 275,539,000円

（6）契約形態 5年間の債務負担行為契約とする。

（7）入札方式 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

2 入札参加資格要件

次に掲げる条件を全て満足する者

（1）令和3年度越前市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者

（2）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

（3）地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づく当該契約に係る入札の公告日から契約締結日までの期間において、越前市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領による指名停止を受けていないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（5）本社又は主たる営業所の所在地が、福井県内にあること。

（6）平成18年4月1日以降、北陸地域（福井県・石川県・富山県）において、類似業務（JARUSⅢ型、OD型、XⅣ型及びS型で対象区域の計画人数が2,000人以上の処理施設の運転管理業務をいう）について、元請又は共同企業体の構成員として3年以上の受注実績を有する者

（7）福井県内での浄化槽保守点検業登録のある業者であること又は様式5-1号を提出することができる業者であること。

（8）次に掲げる要件を満たす者を配置できること。

（ア）下記に掲げる基準を満たす総括責任者を当該業務に専任で配置できること。

①浄化槽法第10条第2項で定める資格（浄化槽技術管理者）を有する者で実務経験を5年以上有するもの

②計画人数2,000人以上の業務に関し、直前の15年間に於いて3年以上の実務経験を有する者

③総括責任者は、3カ月以上の継続的な雇用関係が確認できるものであること。

（イ）下記に掲げる基準を満たす副総括責任者を当該業務に専任で配置できること。

① 浄化槽法第10条第2項で定める資格（浄化槽技術管理者）を有する者で、実務経験を2年以上有する者

② 副総括責任者は、3 カ月以上の継続的な雇用関係が確認できるものであること。

(ウ) 日常業務の遂行に必要な下表の有資格者が配置できること。

① 浄化槽管理士 (浄化槽法第45条第1項の規定に基づく資格者)

② 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 (労働安全衛生法第14条の規定に基づく資格者)

(9) 越前市の市税及び(5)の福井県内にある本社又は主たる営業所の所在地の市税又は町税を滞納していない者